

ている「特權的な経営」（六〇頁）となるであらう。

このように、あくまでその封建的側面を重視し、そこからする発想では、折角の実証的成果も充分説明しきれない場合が生ずるのではなからうか。たとえば、寛政—文政中期になぜ代金納ではなく、金納の小作料Ⅱ「最初の小作契約の際から何反歩の土地、金何兩定」という形式で小作関係が結ばれる例」（一九八頁）がたとへ他村や劣悪地でも多くみられるのか説明されない。

あるいは、「坪入」「内歩」のごとき、領主的土地所有を形骸化する「彼自身の事実上の土地所有」は、たしかに「きわめて重要なこと」（三九二頁）であろうが、「村方地主」たる「彼自身」の「封建権力の末端における支柱をなす」性格のゆえに、重要さの理由と意味が納得できないように思われる。

以上の数例からも明らかのように、いわゆる「村方地主」のブルジョア的側面がつねにその封建的側面の強調によつて蔽いかくされ、時には論理の上で無視されていることが問題なのである。化政期以降の木内家を「寄生的村方地主」と形容詞をつけても、この問

題は解決されないであらう。疑問は木内家や佐藤家は果して規定されている様な「村方地主」であらうか、あるいは「村方地主」はそれほど封建的なものであらうか、ということである。

「あとがき」によれば、村民の商品経済への接触、木内家の高利貸活動の経済的根源については史料的に知りえないとの事で、そのような制約はあつたらうが、質取り、買取りによつていずれば木内家に吸収されるべき運命にあつたとはいへ、「政右衛門の発展が…

…農民の経済的發展を完全に抑止する程度に迄及んでいない」化政期に中小農民の下で展開された加工業経営が確認され、そこに商品経済Ⅱ商品生産が予想される以上、かかる一般的状态をふまえて木内家の「副業経営」にもそれを前提して、さきに述べたごとき論理の破綻を解決すべきではなかつたらうか。

以上、紙数の制限もあつて疑問の主要点をごくきりつめてのべたが、そのため、本書の構図そのものに敢えて異論を提起しながらかなり舌足らずのまままで終らねばならない。ただ最後に、淺学の身をかえりみず非礼を重ねたことを御詫びすると共に、執筆者たち

に對して感謝すべきことは、共同体規制や農業・加工業経営の具体的存在形態等について非常に多くの事柄を教えられたことである。それは一にすぐれて綿密な実証によつて明らかになされたものであり、今後の研究にとつて欠くべからざる知識とされ、道標とされなければならぬ。とくに地主制の研究にとつて米作単作地帯の検討が強く要請されている際、本書のもたらす意義は甚だ大きいと云わねばならない。（山川出版社刊、A5三九六頁一、〇〇〇円）

——高沢裕一——

小沼 勇 著

### 日本漁村の構造類型

本書は近藤康男氏監修の漁業問題叢書の第二巻として出版されたが、著者がさきに故清水弘との共著の形で出した「日本漁業経済発達史序説」の具体的展開としてその第二部に当るものである。まえがきによれば、当初この第二部は漁業発展の地域性と漁村の類型の二つをまとめることが考えられていたようであるが、種々の事情から漁村の類型だけが先

に出された。第二部後編ともいべき漁業発展の地域性については他日を俟つこととし、ともかく「序説」を發表して戦後の漁業経済研究の魁をなした著者が爾後十年にわたつて集積した素材をもとにその後の展開を公にしたことはよろこばしいことである。ことに本書のごとき漁村類型の設定とその構造分析は従来全く類をみず、この点でも日本の漁村に好箇の展望を与えるものとして大きな意義をもつものである。

著者は本書の中で漁業における資本主義の発展が漁村をさまざまな過程で変質させていくが、その変質展開の過程自体がそれぞれ別の型をもっており、そのような漁村の諸型を構造類型として把えようとしている。すなわち漁村の基本構造を規定するものとして第一に漁業生産の様地とそれに対応する生産関係があげられ、第二に漁村の構造が漁業における資本主義の発展にしたがつて変質しつつそれぞれ別の構造類型を作り出しているというのである。この変質の過程の中に漁村の類型を求めようとする態度は従来慣用されてきたいわば靜態的な漁村類型とは全く異なるものであり、「序説」の著者にふさわしい正しい漁

村類型の把え方といえるであらう。この態度は十二分に生かされていないくらいはあるが、終始一貫して本書を流れている。以下順を追つて内容を紹介していこう。

序章では漁村類型の設定が試みられ、著者は漁民層の分解、漁撈技術、漁場所有の三要因によつてそれぞれ漁村型を設定した後それを総括して次のごとく十四の基本的な漁村型に分類している。

I 小生産的漁村

- (1) 漁場が固定しているもの
    - a 漁法が固定：小型定置漁村
    - b 対象が固定：採貝採藻漁村
    - c 漁法も対象も固定：養殖漁村
  - (2) 漁場が比較的地先に限られているもの
    - ：釣・延縄・刺網等磯漁の漁村
  - (3) 漁場が沿岸で移動するもの：小型底曳漁村、釣・網漁村
- II 資本制生産的漁村
- (1) 漁場・漁法が固定しているもの：大型定置漁村
  - (2) 漁場が比較的固定しているもの：地曳・船曳漁村
  - (3) 漁場が沿岸で移動するもの：八田網・

縫切網等のまき網漁村

(4) 漁場が沖合遠洋で大きく移動するもの  
：あくり巾着網漁村、中型底曳網漁村、カツオ釣漁村、マグロ縄漁村

III 出稼漁村

- (1) 出漁型漁村（北洋サケ・マス等）
- (2) 労働出稼型漁村（ニンシ定置）

IV 内水面漁村

- (1) 湖沼型漁村
- (2) 河川型漁村

この漁村型の分類は変質の過程の中に漁村類型を求めようとする著者の態度が十二分に貫徹されておらず、やや安易にすぎた感があるが、以下の章で著者は自らこの分類を崩している——本書では以下八章にわたるこれらの基本的漁村型の構造分析と本質の究明により、各点が置かれている。

まず一―三章にわたつて小生産的漁村が問題とされ、採貝採藻漁村、養殖漁村、(2)(3)を一括した沿岸小漁村が漁場の所有とその行使状況、漁民の階層構成の両面から具体的な漁村例について考察が加えられている。採貝採藻漁村では一般に生産力の低水準に照応して各種の共同体的規制により生産関係が極度に

規制されている。嚴重な移入・分家制限がこれであり、また原始的村落共同体の体制を維持するために平等労働と平等分配が基本原理として働いている。養殖漁村においても漁場が限定されているためその利用については新規加入等を部落内の漁民についてさえ規制している。沿岸小漁村では魚群が回遊し漁法も固定していないため漁場を中心とする規制は比較的弱く、戸数制限も漁場の面からは起らない。けれども生産力が低いため前二者同様農業をはじめ各種の兼業賃労働が生じる。農業は一般に零細な自給的性格のものが多く、兼業は現金取入の他の途として重要な役割を果す。ことに沿岸小漁村では日雇等賃労働者の傾向が強く、これらが実は過剰人口のブールとして漁村の特徴をなすものとなり、景気の変動に対応して伸縮する労働力がここに自給農業と零細漁業を基盤として存在するのである。内水面漁村はⅠの(2)の変形と考えられ、漁民はむしろ農民的性格が強いが生産力は一層低位停滞的であり、生産関係の規制もより著しい。またこれらの小生産的漁村はいずれもその発展の方向を漁業の内部に見出すことはむずかしい。

五・七章では資本制生産的漁村として定置漁村、大型網漁村、カツオ釣漁村が論じられてゐる。定置漁村を扱つた第五章は本書中においてもつとも力点の置かれた部分のごとくで、記述もまたとくに精彩に富んでいる。まず漁法の変遷を中心に近代における定置漁村の成立の過程を述べ、ついで漁場の利用形態、組合員の構成と網組の構造に分析が進められており、引用例もつとも豊富である。これを要約すると定置漁村は漁場が限定されておき、その生産力に合わすために戸数制限を行うことが多い。また所有と労働配分を一つにしておくことが必要なためにこの面からも戸数制限をして労働と所有との分裂を防ぐことが行われる。内部において所有は一般に株に分れる。それが平等株として出ているところが少くないが決して昔から平等であつたのではない。維新後の定置漁村には平等株のものが多くが旧藩時代からの定置漁村では株は土地の所有、貢租の高によつて百姓株と水呑の無株のものに分れていたことが多く、それが平等株になるのは明治、大正、昭和にわたつて大きな変革を経てからのことである。また漁場を賃貸していることが少くないが、

そこでは労働する機会をもつことを賃貸の条件にして部落全体が寄生地主化するといつた一般的な性格があげられている。大型漁村ではⅠの(2)として宇和海船曳漁村、(3)に香川県三豊郡の中着網漁村があげられ、歴史的な背景は異なるが両者とも「網元」の存在が漁村の余剰労働力を吸収し、漁村を大きく賄つてゐる点で極めて特徴的であり、網元が双方ともなんらかの意味で地主的であることが共通した性格とみなされている。さらに両漁村とも停滞的で生産力の発展の余地は旧來の生産関係をくすす別の漁業に見出されるばかりである。カツオ釣漁村については坊泊を例に漁船の動力化がこの漁業の発展の転換期となり、漁場、餌等の制約によるギルドシステムからかなり自由な資本制生産への発展が開始され、資本と労働の関係も大きく変化し、漁夫は隷屬的農奴的性格がなくなり一定の枠内においてであるが自由に移動するようになったと述べている。

出稼漁村は資本制生産的漁村の特殊型として扱えられる。そこには労働力移出と出漁の二つの型がみられるが、両者に共通しているのは地元漁業の發展性のないことであり、そ

これは零細農耕と合せて留守家族の自給的生活を支えるだけのものにすぎない。また、漁業における資本主義の発展にともない出稼漁民は増大する傾向にあるが、それが定着せず季節的な移動に止るところにその限界がみとめられる。

以上本書の内容についてその極くあらましをみてきたのであるが、通じての特色は前にも述べたごとく漁村の類型はその構造類型に求めらるべきであり、資本主義の発達による漁村の変質展開の過程の中にそれを見出そうとする態度である。著者は漁村の変質の基軸を漁民層の分解にあるとして一八章の各章においても漁民の階層構成について漁業従事状況、漁船の所有、土地の所有、その他兼業等の項目をあげてとくに詳細な検討を加えている。けれども資本主義の発展による漁村の変質の極に出現する漁港についての記述がみられない。著者もⅡの(4)について漁船動力化を契機とするマニユ的漁業の発達にともなつて、その中心として工業における地方工業都市のごとく形成された漁港であると述べているが、第七章ではその構造分析は残念乍らみられない。「序説」がマニユ的漁業の発達

にとくに重点を置いたものであつただけに、本書にその展開がみられないのはもの足りな

い感じがする。

また、各章とも各々の漁業地帯のケルンをなす漁村が例示されて具体的に考察がすすめられているが、漁村の基本構造を規定する漁業生産の様式を左右する漁場の自然条件に対する考慮が全く欠除している。それに各々の漁村のもつ歴史的な背景、その置かれている地理的位置、これがいま少し加えられたならば本書の記述は一段と精彩に富み、例示された漁村に対する親しみ感じられたらうと惜しまれる。しかしこのような不満もけつして本書の評価に低きを加えるものではない。最後に菲才をも顧みず妄評を加えたことをお詫びする次第である。(A5版四六六頁定価七〇〇円東京大学出版会)

——島田正彦——

佐藤進一、池内義資編

中世法制史料集

第二卷室町幕府法

一

一 昨年秋季刊行された「中世法制史料集、第一巻鎌倉幕府法」に続いて、待望の「第二巻室町幕府法」が今度出版された。法令はその当時の社会の現状を總括的に示しているもので、従つて中世法令の集大成は法制史のみならず中世史全般の研究の爲にも極めて重要な仕事である。しかしこれは言うに易いが、実行することは非常な忍耐、努力を要するものである。しかるにその困難をおしてこのように次々にその成果の刊行がなされることは、中世史の研究を志す者に計り知れない恩恵をもたらすであらう。

他に比較して割合研究の深められている鎌倉幕府法制に關しても、兎角よい底本が得難く、且つ又近衛家本式目追加を始め未刊の追加法令集が少くないこと等によつて、研究の前進はややもすれば阻害され易かつた。しかしそれも本書第一巻の出版によつて、法令に關しては現在望みうる最上の状態と言つてもよい程に迄解決され、研究の一層の発展を期待し得ることになつた。室町幕府に關しては、その研究は比較的遅れており、手薄をかこたれていた。それ故室町幕府法制の研究を進めようとする者にとつては更に多くの困難